

# SBC First Tax

エスピーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

4月15日(火)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

【資金調達】 創業者のための

“資金調達完全解説” セミナー

日時: 2014年5月9日(金)  
17:00~18:00(開場16:45~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ  
高瀬 大祐

対象: 創業者・創業をお考えの方  
定員: 5名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)  
※当日会場にてお渡し下さい。  
弊社顧問契約先・サクセスクラブ会員無料

会場: SBC本社セミナールーム  
大阪市北区太融寺町3-24  
日本生命梅田第二ビル  
3F 各線大阪駅・梅田駅から  
徒歩6分

問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ  
TEL 06-6315-1819  
(担当: 宮阪・横山)

## 今年度税制改正法が成立！政省令も公布 飲食費50%損金算入の帳簿記載事項も明示

平成26年度税制改正法案(「所得税法等の一部を改正する法律案」、「地方法人税法案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」)が3月20日、参議院本会議で可決成立した。

3月31日には、これら改正法とともに、その施行令・施行規則である改正政省令が交付・施行されている。

平成26年度改正は、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、交際費等の損金不算入制度の見直しなどが柱となっている。

改正政令では、ゴルフ会員権等を損益通算の対象外とする措置や消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の対象範囲の見直し等が手当てされ、改正規則では、交際費の飲食費50%損金算入に係る帳簿記載事項等も明らかにされている。

まず所得税関係では、ゴルフ会員権を譲渡した場合の譲渡損失を他の所得と損益通算することができないように、「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産が加えられている。

また、消費税関係では、課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされた。有価証券の譲渡と同様に、譲渡金額の5%を分母に算入するということだ。

簡易課税制度のみなし仕入率については、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、金融業及び保険業を第五種事業としてみなし仕入率50%、不動産業を第六種事業としてみなし仕入率40%にそれぞれ縮減することになる。

改正政令では、この4月1日以後に開始する事業年度から適用される接待飲食費50%損金算入制度の細目が手当てされている。

同制度の対象となる接待飲食費については、飲食等の年月日と相手方の氏名・名称等、飲食費の額と飲食店等の名称・所在地を帳簿書類で明らかにしたものと規定されている。交際費から除外される飲食費の5,000円基準と異なり、参加人数の記載は不要とされている。

## Scope

### 法律、政令、省令

税制の改正は、法律、政令、省令の3本立てで行われるのが一般的です。法律は、いうまでもなく国会の衆参両議院の本会議で可決成立し、公布・施行されます。これに対し政令は、〇〇法施行令という形で、内閣が閣議決定し、公布施行されます。法律から委任を受けて法律の実態面を補う規定が多くなっています。省令は、〇〇法施行規則という形で、財務大臣名で公布されるもので、申告書の様式などが規定されています。

【注意】 当記事に記載されている情報に方が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。